

<p>(2) 中小企業者等（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小企業者及び同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等をいう。以下この条において同じ。）が導入する機械及び装置であつて、当該機械及び装置の固有の機能を実現するための専用ソフトウェア（専用電子計算機（専ら当該機械及び装置の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み込まれたもの）のうち、当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分のうち販売開始日が最も新しい型式区分に次いで新しい型式区分に属する機械及び装置（当該最も新しい型式区分に属する機械及び装置が口の要件を満たしているに限る。）</p> <p>口 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(2) 中小企業者等（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十条第六項第四号に規定する中小企業者及び同法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。以下この条において同じ。）が導入する機械及び装置であつて、当該機械及び装置の固有の機能を実現するための専用ソフトウェア（専用電子計算機（専ら当該機械及び装置の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み込まれたもの）のうち、当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分のうち販売開始日が最も新しい型式区分に次いで新しい型式区分に属する機械及び装置（当該最も新しい型式区分に属する機械及び装置が口の要件を満たしているに限る。）</p> <p>口 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p>						
<p>（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の一部改正）</p> <p>第二条 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和二年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td>改</td> <td>正</td> <td>後</td> </tr> </table>	改	正	後	<table border="1"> <tr> <td>改</td> <td>正</td> <td>前</td> </tr> </table>	改	正	前
改	正	後					
改	正	前					
<p>（経営資源活用の共同化に関する調査）</p> <p>第三条 経済産業大臣は、法第四十六条第二号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。</p> <p>一 経営資源活用共同化推進事業者が、イ又はロに掲げる者から資本金の額の増加に伴う払込みにより取得した株式の額（当該株式が当該経営資源活用共同化推進事業者と特殊の関係のある組合として経済産業大臣が告示で定めるものの組合財産である場合には、当該株式の額に当該組合の組合員たる当該経営資源活用共同化推進事業者による出資の金額の合計の当該組合の総組合員による出資の金額の総額に占める割合を乗じて得た額とする。）がそれぞれイ又はロに定める額以上である場合における、当該株式をその取得の日から三年以上継続して保有しようとする事業活動（当該株式の取得が純投資目的に該当するものその他の株式投資として経済産業大臣が告示で定めるものに該当する場合を除く。）</p> <p>イ 特別新事業開拓事業者（規則第二条第二号の者のうち内国法人に限る。）一億円（経営資源活用共同化推進事業者が租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者に該当する者である場合には、一千万円）</p> <p>ロ 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>二〇五 〔略〕</p>	<p>（経営資源活用の共同化に関する調査）</p> <p>第三条 経済産業大臣は、法第四十六条第二号の規定に基づき、毎年度、次の各号に掲げる事項の実施の状況について調査を行うことができる。</p> <p>一 経営資源活用共同化推進事業者が、イ又はロに掲げる者から資本金の額の増加に伴う払込みにより取得した株式の額（当該株式が当該経営資源活用共同化推進事業者と特殊の関係のある組合として経済産業大臣が告示で定めるものの組合財産である場合には、当該株式の額に当該組合の組合員たる当該経営資源活用共同化推進事業者による出資の金額の合計の当該組合の総組合員による出資の金額の総額に占める割合を乗じて得た額とする。）がそれぞれイ又はロに定める額以上である場合における、当該株式をその取得の日から五年以上継続して保有しようとする事業活動（当該株式の取得が純投資目的に該当するものその他の株式投資として経済産業大臣が告示で定めるものに該当する場合を除く。）</p> <p>イ 特別新事業開拓事業者（規則第二条第二号の者のうち内国法人に限る。）一億円（経営資源活用共同化推進事業者が租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者又は同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人に該当する者である場合には、一千万円）</p> <p>ロ 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>二〇五 〔略〕</p>						